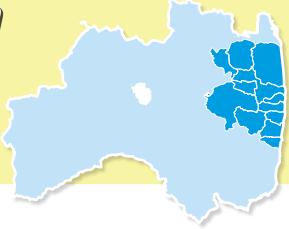


福島県 12市町村 起業支援金 (令和6年度)

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

ふくしま12市町村は、 あなたのチャレンジを 応援します!



補助率等

補助対象経費の **3/4以内、最大400万円**

補助対象者の主な要件

①から⑨の全てに該当する者が対象となります。

- ①令和7年1月31日までに、12市町村で新たに起業する者
- ②12市町村に住民票を移す直前、又は申請する直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していた者
- ③令和3年7月1日以降に12市町村に転入した者、又は、令和7年1月31日までに12市町村に転入する意思が確認できる者
- ④12市町村に定住（5年以上継続して居住）する意思を有している者
- ⑤平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票がある者）以外の者
- ⑥福島県が別に定める者のいずれかに該当する者
- ⑦法令遵守上の問題を抱えている者でないこと
- ⑧申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと
- ⑨日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

補助対象事業の主な要件

①から⑤の全てに該当する事業が対象となります。

- ①12市町村で新たに起業する事業であること、又はSociety 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業により実施する事業であること。
- ②事業期間内に新たに起業する事業、又は事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。
- ③事業の継続性が一定程度見込まれること。
- ④公序良俗に反する事業でないこと。
- ⑤公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

補助対象経費

補助対象期間内の起業に要した以下の経費のうち、支払ったことが証明できるもの。

〔人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等〕

公募期間

令和6年4月1日(月)～9月10日(火)

●1回目の審査

①令和6年4月1日(月)～令和6年5月17日(金)受付分（必着）

●2回目の審査

②令和6年5月20日(月)～令和6年7月5日(金)受付分（必着）

●3回目の審査

③令和6年7月8日(月)～令和6年9月10日(火)受付分（必着）

※予算額に達した場合、又は達すると見込まれる場合は、公募期間内であっても、募集を終了する場合があります。

（1次（書面）審査を通過した方が、2次（面接）審査に参加することができます。）

事業期間

交付決定された日～令和7年1月31日(金)

■補助対象経費は、事業期間中に生じたものを対象としますので支払い等については、原則として、事業期間内に行ってください。



cokuriya(コクリヤ)
松野様 南相馬市 鹿島区

令和5年度に交付を受けた 事業者のメッセージ

起業の不安はありましたがあ、支援金の存在がカフェを開くという夢を叶える後押しになりました。

詳細は、福島県避難地域復興課のHPをご覧ください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-kigyoushienkin.html>

お問い合わせ 福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター
TEL 0570-057-236 (年末年始を除く、平日9時～17時)



県が設置しているふくしま12市町村移住支援センターでは、申請のサポートを行っています。

詳細は、センターのHPをご覧ください。

<https://mirai-work.life/magazine/5680/>

